

Ⅲ 問題になりやすい契約

1. カタログをみて申し込んだけれど (通信販売)

- ・クーリング・オフ制度はなく、商品に傷や欠陥がないかぎり原則返品はできません。
- ・しかし、返品できるかどうか、返品できる場合はその条件を表示するよう義務付けられていますので、返品について表示がない場合は、8日間以内であれば、送料を消費者負担で返品が可能です。
- ・契約前に必ず規約で返品の可否、修理保証の有無、その期間や送料負担の有無等を確認しましょう。
- ・使ってみないと体に合うかどうか判らない化粧品や健康食品を購入した場合、未開封の商品の返品を認めているかどうか返品特約などの規約を確認しておきましょう。
- ・商品の広告、注文書や確認メールなどは印刷、保管しておきましょう。
- ・ジャドママークやオンラインマークを参考に、販売会社の連絡先、電話番号、代表者名、消費者相談窓口の有無などを確認しましょう。
- ・料金の前払いはやめましょう。



ジャドママークとオンラインマークは事業拠点が国内にあり起業1年以上、販売条件が法律にそって記載されており、誇大・不適切な広告表現がないと(社)日本通信販売協会が認めたマーク

2. 家族がだれも注文していないのに届いた商品 (送りつけ商法)

- ・注文していない物であれば代金を支払う義務も返送する義務もありません。
- ・商品は14日間(業者に引き取りを求めた場合は7日間)保管した後は自由に処分できません。途中使用、処分すると支払義務が生じますので注意しましょう。
- ・まず、家族全員に注文したか確認しましょう。代金引換配達で届けられた時、支払ってしまうと、返金交渉は難しいので、申込者が不明の場合は「受取保留」を、誰も申し込んでいない場合は「受取拒否」をしましょう。

注文した覚えがない!!



3. インターネットショッピング、オークション



- ・業者の所在を確認・保存しましょう。局留であったり、携帯電話は要注意。
- ・評判を見る。出店しているショッピングサイト上やネット上における評判（事前に検索サイトを使ってショップの名前で検索する）を見ておくことや、オンラインマークやプライバシーマーク（※1）も参考にしましょう。

- ・注文した内容、業者からの確認画面は保存しておきましょう。
- ・返品についてチェックする
クーリング・オフの適用はないので、返品に関する記載内容を必ず確認しましょう。単に気に入らなかつた場合でも返品できるのかどうかを、事前に確認しておくこと。インターネットショッピングの場合は返品の可否、条件が表示されていない場合、8日間送料を消費者負担で返品できます。オークションの場合は原則個人間の取引であるため法律の保護がありません。（出品者の出品状況等で業者に該当することもあります）
- ・代金の支払いは、前払いは避け、商品到着後の振込みを利用しましょう。オークションでは、エスクローサービス（有料）（※2）を利用するなどの慎重さが重要です。
- ・商品が届いたら、すぐに中身をチェックしましょう。違うものや壊れた商品が届いた場合は、すぐに業者等に連絡すること。



オンラインマーク



プライバシーマーク

- （※1）個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を（財）日本情報処理開発協会が認めたマーク
- （※2）出品者と落札者の間に立ち、入金や商品の確認後、発送業務を行う第三者預託と呼ばれる代行サービス

4. ついつい、メールのやり取りが楽しくて (出会い系サイト等)

出会い系サイトにはサクラと呼ばれる人間が存在することが多く、このため多くの会員が被害を受けることがあります。

サクラの目的は大きく分けて2つ

1

<個人的なサクラ>

メール相手に会う気もないのに恋愛感情を持っていると誤解させ、相手の反応をみて喜んでいるというもの。相手をからかって喜んでいるもの。

2

<運営会社が組織的に行っているサクラ>

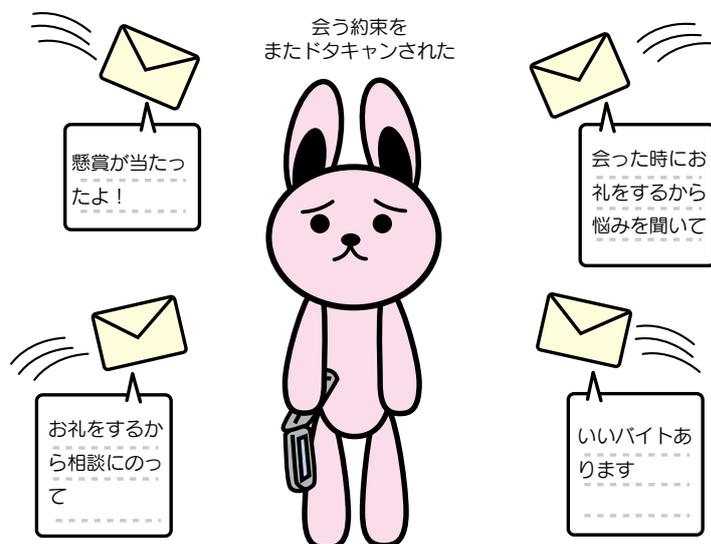
①メールを授受するたびに発生するサイト利用料を高額にさせるため、時には、報酬を払うから相談にのってほしいと言って親密になる、あるいは懸賞に当選したから懸賞金を払うと言って何回もメールをやりとりさせる等いろいろな口実をつけて利用代金を高額にします。実在しない架空の会員を自分のサイトに登録し、有料会員とメールのやりとりを行わせて利用料を巻き上げる手口は悪質そのものです。結局会う約束をしても直前にキャンセルになり、会うことはできずに支払いだけが残ることになります。きっかけは、無料のゲームサイト、懸賞サイト、占いサイト、着メロサイト、お小遣い稼ぎ登録等からいつの間にか誘導されたと情報があります。うまい話には気をつけましょう。

②ペニーオークションのように落札しなくても入札するたびに手数料がかかり、結局落札できず、支払いだけが残ることになるもの。

残念ながら、サクラ行為に対して会員側でチェックする機能や方法がないのが現状です。

サクラ行為の被害のほかには、おびき出されて危険な目にあう。会って親密になった後お金を貸したが、相手が行方不明になったため戻ってこない。退会できない。未納料金があるとして請求が来る等もあります。

サイト上では他人になりすますことは容易なため、特に注意が必要です。



5. もうけ話に気をつけて (金融商品)

- 金融商品を扱う業者は金融庁の登録が必要です。詐欺的勧誘に遭わないためには正規業者か確認しましょう

登録の確認は金融庁 HP「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

- 説明は必ず書面に基づいて受け、パンフレット、説明書、質問したこと・回答のメモは契約が終わるまで保管しましょう。また、その場での契約は避け自分でもよく調べましょう。急がされた場合は契約しないこと。
- 金融商品の仕組みをわかるまで説明を受けましょう
- いつでも元本が保証されているか、追加の支払を求められることがあるか、手数料・報酬、解約条件の有無、クーリング・オフの可否、業者が経営破綻した場合の補償等あるか確認しましょう。
- 必ず儲かる投資はありません。収益率、利息が高ければ、危険も高いと考えましょう。
- 金融商品でクーリング・オフの対象となるものは、保険契約や投資顧問契約など限定されており、申込み方法が通信販売やインターネット販売による場合はクーリング・オフの対象であっても適用されないケースがありますので、さらに慎重にしましょう。

